

防災の情報化

災害を未然に防止すると同時に、あらゆる災害から住民の生命、身体、財産を守り、安心して暮らせる地域社会を構築するため、防災体制の充実や災害時の早期対応のための取り組みを推進します。

町民が快適に生活できるまちづくり

総合的な防災情報システムの整備

情報化による防災体制
緊急連絡システムの構築
防災放送システムの構築

(1) 総合的な防災情報システムの整備

ア．情報化による防災体制

平成14年5月に策定された防災計画に基づき、真室川防災センターを核として、住民自らが災害を未然に防止すると同時に、迅速かつ効果的に災害に対応できるよう避難場所や災害対策など、ネットワークシステムを活用した情報収集・提供の充実を図るとともに、職員間においても防災情報のデータベース化による共有を行い、住民が常に災害や防災に対する正確な情報を得られるような体制づくりを実施します。

真室川防災センターを核とし、国土交通省、山形県とリンクした防災関連情報を提供します。

職員間での災害情報の共有化を図り、住民に対する迅速で的確な情報提供ができる体制づくりに努めます。

地域イントラネット施設を利用した画像情報等で質の高い災害情報の取得・提供や災害を未然に防止する初動体制の確立のため、より信頼性の高いシステムを検討していきます。

イ．緊急連絡システムの構築

災害発生時の正確で迅速な情報の収集・伝達、災害や救助への移動体制の早期確立、消防防災活動の円滑化を図るため、携帯電話等の移動端末を利用した緊急体制の情報通信整備を推進します。

携帯電話等の移動端末を利用し、住民や消防団に対する迅速な情報の収集・伝達・安否確認を行うシステムの構築を図ります。

ウ．防災放送システムの構築

住民からの通報や国土交通省、山形県が設置している監視機器等からの災害情報を相互に連携することにより、変化する災害状況に対応するため、各家庭や公共施設に災害情報や避難場所等の一斉放送を可能とする防災放送システムの構築を目指します。

2 教育・文化に関する情報化施策の展開

教育分野における情報化

将来の情報社会の担い手となる子供たちのために、学校教育における情報教育の推進を図るため、教育情報システムの整備を推進し、情報教育の充実や教育の情報化を図るとともに、教育委員会と連携を図り、情報教育を支える教職員の情報活用能力の向上を図ります。

町民が共に学び共に活動できるまちづくり

教育分野における情報化

教育情報システムの整備推進
子供たちの情報リテラシーの醸成
教育の情報化
教職員の情報リテラシーの向上

(1) 教育情報システムの整備推進

町内の小中学校において、学校間のW A N及び各校の校内L A Nを整備するとともに、情報教育用のパソコン等の情報機器やインターネット利用環境整備など、教育情報システムの整備を推進します。整備にあたっては、有害情報へのアクセス排除、セキュリティや生徒などの個人情報の保護などに配慮するとともに、新学習指導要領に対応したシステムを整備します。

学校間のW A N、各校の校内L A Nを構築し教材などの共有化等を図ります。

子供たちが時代の情報化に対応していける教育情報システムと体制を確立します。

(2) 子供たちの情報リテラシーの醸成

情報社会の担い手となる子供たちが、情報に埋没することなく、情報や情報機器を主体的に活用することができるよう、教育情報システムの活用により、学校間における情報教育の充実を図ります。

(3) 教育の情報化

町内の学校間における学習教材データ及び教育用ソフトウェアの共有、学校教育における教材や教育手法などの情報データベース化推進など、教育の情報化を図ります。また、学校ごとのホームページを開設するなど、学校間交流や地域との交流などへの活用を推進します。

学習教材や教育用ソフトウェアの共有を図るとともに、教育手法などのデータベース化を推進し、情報化による教育を進めます。

各小中学校のホームページを開設し、学校間や地域間における交流を進めながら、学校・家庭・地域が一体となった教育環境整備に努めます。

(4) 教職員の情報リテラシーの向上

教職員に対する情報リテラシーの向上に対する取り組みを実施し、児童生徒が情報機器を活用した授業を適切な環境のもと受けられる体制づくりを推進します。

教育委員会と連携を図り、教職員に対する情報活用能力向上のための研修会の開催及び教育の情報化に対する意見交換の場を設けることで、教育現場における適切な情報化を推進します。

地域における情報化

情報通信技術の活用により、一層充実した行政サービスの提供や豊かな住民生活を実現するためには、町民の情報リテラシーの向上が不可欠です。このため、情報弱者と呼ばれる高齢者や障害者を含めた全ての住民が、安心して、安全に情報通信技術を活用できるよう、単に操作技術の向上だけでなく、必要な情報を確実に生活に取り込めるよう、きめ細やかな情報を発信します。また、それぞれの地域が格差なく情報を活用できるよう、全町におけるインターネット回線のブロードバンド化、地上波デジタル放送へのスムーズな移行に努め、高度情報化に対応する各種学習機会や多様な学習情報提供を実施し、各年齢層に応じた生涯学習を推進します。

町民が共に学び共に活動できるまちづくり

地域における情報化

町民の情報リテラシーの向上

情報化を支える体制づくり

より豊かな住民生活と多様な住民活動の支援

地上デジタル放送移行の支援

(1) 町民の情報リテラシーの向上

より活力ある地域づくりを目指し、豊かな住民生活を実現するためには、地域住民は勿論、情報弱者と呼ばれる高齢者や障害者の社会参加は重要な意義があります。全ての人が、情報を活用した生活を享受できるよう、年代別や障害者のための研修や講座の充実を図ります。また、全ての地域が格差なく、情報を活用できるようき

め細やかな情報提供に努めます。

これまでのIT講座に続き、年代別などの講座を開催し、よりきめ細やかな情報提供が可能な体制を整備していきます。

家庭やビジネスにおいて利用するインターネットを全町的にブロードバンド化し、公共施設等に公共情報端末を設置することにより、町民が手軽にブロードバンドサービスや情報機器を利用できるような環境整備に努めます。

(2) 情報化を支える体制づくり

地域における確実な情報化を進めるためには、行政と住民が一体となった推進が不可欠です。そのため、それぞれの地域において町職員と住民が一体となった、情報化を支える地域のリーダー的人材育成に努めます。

各地域において、情報化のリーダー的人材育成を行い、サポートを必要とする人や団体への指導・助言を行うとともに、地域間における情報交換により、交流の活性化を推進します。

(3) より豊かな住民生活と多様な住民活動の支援

より豊かな住民生活と生涯学習、スポーツや文化・芸術、またはボランティア活動など、多様な住民活動を支援するための情報化を推進します。

ブロードバンド環境を提供することにより、住民活動の広報周知及び活動を支援するシステムの構築を推進します。

町民がインターネットや公共情報端末などから、行政手続きの電子申請や公共施設予約・利用状況確認できるようなシステムの利用強化を推進します。

地域の様々なコミュニティ活動やボランティア活動を支援するために、インターネット等を活用したコミュニティ形成の支援や、住民意識の高揚のための取り組みを推進します。

町に関する伝統や文化に関する情報データベースを增強し、保存継承活動の支援を行なうとともに、町内外に発信できるシステムを構築します。

保健・福祉に関する情報化施策の展開

高齢化がますます深刻化する現状において、一人暮らしの老人や、老人家庭に対するきめ細やかな情報提供や迅速なサービス体制の確立が求められています。総合医療福祉施設を核として、住民に対する保健・医療・福祉サービスの総合的なネットワーク化を進めます。

町民が安心して生活できるまちづくり

医療に関する情報化
介護に関する情報化
育児に関する情報化

(1) 医療に関する情報化

町立病院を核に、地域医療ネットワークの構築を進め、総合的な医療情報化を目指します。

高度医療機関とのネットワークを構築し、静止画像・テレビモニター画像・電子カルテなどのデータの情報交換を行う遠隔医療システムを構築し、リアルタイムな医療体制の確立を進めます。

住民がインターネットを利用し、医療情報の取得や自宅からの受診予約、電子メールでの健康相談を可能とする情報環境整備を推進します。

住民が自宅にいながら簡易な診察をＣＣＤカメラ等利用して行う在宅医療システムを構築します。

(2) 介護に関する情報化

病院と併設した総合福祉施設を核とする介護の情報化を進めます。

インターネット等を利用した自宅からの介護情報の取得、介護相談を可能とするネットワークを構築します。

映像情報を活用したリアルタイムな介護相談を可能とするシステムを構築します。

一人暮らしの老人や老人家庭に対して、健康状態を常に把握できる双方向の情報通信サービスを検討します。

(3) 育児に関する情報化

インターネットを活用し、子育て体験紹介や子育て情報の提供、住民相互あるいは行政と住民との育児相談など、双方向の情報交流を推進します。

インターネットを活用し、保健師等への育児相談や子育て支援、住民相互の情報交換などを推進するためのネットワークを構築します。

産業に関する情報化の展開

地域における各産業の情報化の推進は、それぞれの産業が均衡ある発展を遂げるためには不可欠であると思われます。また、時間的・空間的に制約を受けない情報化産業は、地方にしながら、様々な業務形態を可能とすることから、ソフトウェアやデジタルコンテンツなど技術力・企画力向上のための支援を行うとともに、企業誘致を促進するためやＩターンやＵターンなどの就労確保を促進するため、情報基盤の整備を積極的に実施します。

産業の活性化による活力のあるまちづくり

地域産業の情報化支援
情報関連産業の育成支援

(1) 地域産業の情報化支援

各産業分野において情報化を展開し、新たなビジネスチャンスや産業構造の転換に対応しうる支援策を推進していきます。

ア．商 業

近年、中心市街地の中核を担ってきた商店街は、近隣市への郊外型大規模商業施設の進出やモータリゼーションの進展に伴う道路・駐車場の整備の遅れから、集客力・求心力を低下させてきました。このような状態を打開することは、個々の商店では非常に困難と思われます。そのため、商工会等が中心となり、情報化により個々の商店を有機的に結びつけることで、新たなビジネスチャンスを創造する支援を推進していきます。

インターネットを利用した受発注などの電子商取引を活用するため通信速度のブロードバンド化を推進し、商工会等を中心として、消費者ニーズを踏まえたビジネスホームページを構築していくとともに、商店同士のサイトを設けるなど技術的な支援を検討していきます。

イ．農 林 業

山村地域における農林業の現状は、過疎化による後継者不足や米価の下落、外材の輸入による収入減などから厳しい状況におかれています。また、当町の出荷形態

は一次産品が主であり、加工品として出荷するなどの産業形態はまだまだ少ないのが現状です。内外の産地間競争の激化に対応するためには、農林業分野の施策展開とあわせ情報化を組み合わせることが必要とされています。

意欲ある生産者が、企業的発想のもと生産から流通までを通した経営展開ができるようにするため、情報化を活用した支援策を講じていきます。具体的には農協や改良普及センターから提供される情報をデータベース化し、地域独自のデータを加えることで、必要な情報を迅速に入手でき、生産・加工・流通に活用できるような地域色豊かな農林業の情報化を推進します。

流通コストの削減、消費者の的確な商品選択の機会の増加などの観点から、電子商取引や物流システムの導入を推進するためインターネット回線をブロードバンド化し、消費者への情報提供の拡充を図ります。

農林業の持続的発展を図るためや多面的機能の発揮を図るためには、農地や森林資源などの高度利用化が必要であるため、GIS等を活用した一元管理に努めます。

商工業など異業種間との情報交流を積極的に図ることで、インターネットを利用した情報交換・交流の場となるネットワークの形成を推進し、地元商店への納入や産直活動に活かすことで、地産地消を積極的に推進します。

インターネットのブロードバンドサービスを活用した地域特産品のPR、ネット販売などを促進し、地域産業の活性化を図ります。

ウ.工 業

製造業界は、都市圏及び町内の一部事業所において回復の傾向はあるものの、町内の大部分の事業所においては、いまだ経営・雇用とも非常に厳しい現状にあります。また、生産年齢人口の減少や製造業界の海外シフト化が進む中、受注競争や、新規の受注開拓などの自社努力をせざるを得ない状況になっています。このような観点から、情報化施策を展開し、企業に支援策を講じることは、地域における産業構造の変革への対応を図るうえで、必要不可欠といえます。

インターネットを利用した企業活動が重要となっている現状に対応し、町内事業所が企業活動を円滑に行えるような情報通信基盤のブロードバンド化を推進します。

企業が情報通信技術の導入や活用を図るうえで、その目的にあった助成・融資等の各種支援策や情報提供を積極的に行うとともに、情報化を適切に進めるために企業内における人材育成の支援も併せて検討していきます。

生産コストの削減や品質管理、市場調査を実施するうえで、効率的なシステム

導入を行うための情報提供や支援を推進します。

(2) 情報関連産業の育成支援

地域における産業構造の変革への対応を図るため、情報関連産業の育成・振興という観点から、新規創業・新分野進出という視点に立った総合的な企業誘致や支援策などを推進していきます。

時間や場所の制約を受けない情報関連産業は、地方にしながら様々な業務形態を実現できる可能性を持っています。そのためには、インターネットのブロードバンド化を図り、情報関連産業の新規創業や新たな事業展開の支援策を検討していくとともに地域の雇用確保を推進していきます。

S O H O等の新規事業に取り組む事業者や起業家に対し、的確な支援ができるような体制づくりを推進して行くとともに、ネットワーク化を促進するための仕組みづくりについて検討していきます。また、中小ベンチャー企業の育成支援を行うとともにIターン・Uターン者の就業の場の確保に努めます。

5 情報化で配慮すべき事項

(1) 情報保護対策

ア．個人情報の保護

情報化の進展にともない、情報機器で取り扱うデータ量は増加の一途をたどっています。これらの情報は、情報機器により蓄積・管理されることによって、情報通信ネットワークを通じて多くの者が利用できるようになっていきます。その一方、このことにより情報の漏えい、き損、改ざん等の可能性も増大しており、特に、行政情報には個人情報が含まれているものが多数存在しているため、個人情報の適正管理などが重要な課題となります。

そのため、「真室川町個人情報保護条例」「真室川町行政情報セキュリティポリシー」に基づき、個人のプライバシー保護に努めます。

さらに、制度面からの対策のみでなく、国・県等との連携を図りながら認証制度の確立やファイアウォールの導入・アクセス管理といったハード面での十分な対策を施して、運用管理面からの対策も強化するとともに、研修などを通じた職員の意識向上にも努めます。

イ．知的所有権の保護

町が所有・利用するデータベース等の著作物は、情報化の進展に伴い増加の一途をたどることが予想されます。このため、著作物の利用許諾、複製、改造等にあたり、この取り扱いを著作権法等に基づいて適正に行うよう留意していくことが必要となります。

(2) 人にやさしい情報化の推進

すべての人が新しい情報機器を自由に使いこなせる環境（情報バリアフリー環境）を実現するために、使う人の様々な条件に配慮したコンテンツ作成や使いやすい情報機器の導入を推進していきます。特に高齢者や障害者など情報弱者が、簡単に利用できるような環境整備に努めていきます。

第5章 地域情報化の実現に向けて（アクションプログラム）

1 3年間の重点目標

これまで述べてきたように「平成16年度地域イントラネット基盤整備事業」にて光ファイバによる地域公共ネットワーク及びGISを利用した総合行政情報提供システムを整備し、行政情報、防災・気象情報、教育・文化情報、保健・福祉・医療情報等を各公共施設、インターネット上から入手することを可能とし、住民の利便性向上を図り、真室川町情報センターの整備を行い住民向けのIT講習会を定期的を実施することにより、住民のITリテラシー向上も図ってきました。

しかし、真室川町は面積が広く、民間ブロードバンドサービス(ADSL)の恩恵を受けることができる世帯割合がおよそ50.1%と山形県内市町村でも最低レベルにあり、サービス未提供地区は民間電気通信事業者の不採算地区に当たるためサービス開始がいつになるか目処が立っていない状況にあります。加えて全国的なIT化の流れは激しさを増しており、情報を入手できないことによる経済損失は日々大きくなってきています。

このように通信インフラ未整備地区への整備、通信環境のブロードバンド化といった通信インフラ整備の課題や、ITの利便性を学べる環境整備、住民が安心安全に暮らすための周知・確認を行うシステム整備といったソフト面の課題があることから、平成16年、17年度はイントラネットの更なる有効活用、町民ブロードバンド環境の有効な整備方法の検討を行ってきました。検討経過を踏まえ平成18年度以降は、「ゆめねっと構想」(真室川町情報化構想)の最終工程である、町民ブロードバンド環境整備と住民の安心安全施策の展開、地域活性化施策を総合的に計画・策定し進めていきます。

真室川町地域情報化重点課題

1. 通信インフラ整備の課題
2. 情報通信基盤のブロードバンド化の課題
3. 住民へのIT教育の課題
4. アプリケーションの課題

上記の課題を解決するため、第1の目標「町民が快適に生活できるまちづくり」として、デジタルディバイド解消するため地域公共ネットワークを活用した住民ブロードバンド環境の整備と災害情報等の周知、安否情報等の確認が行える環境の整備を行います。

第2の目標「町民が安心して生活できるまちづくり」として、ブロードバンド環境を利用した医療・保健・福祉に関する相談や犯罪情報等の情報配信サービス環境の整備を行います。

第3の目標「町民が共に学び共に活動できるまちづくり」として、ICT教育の推進、

地域ポータルサイトの構築、地域文化コンテンツの拡充、地上デジタル放送難視聴対策整備を行います。

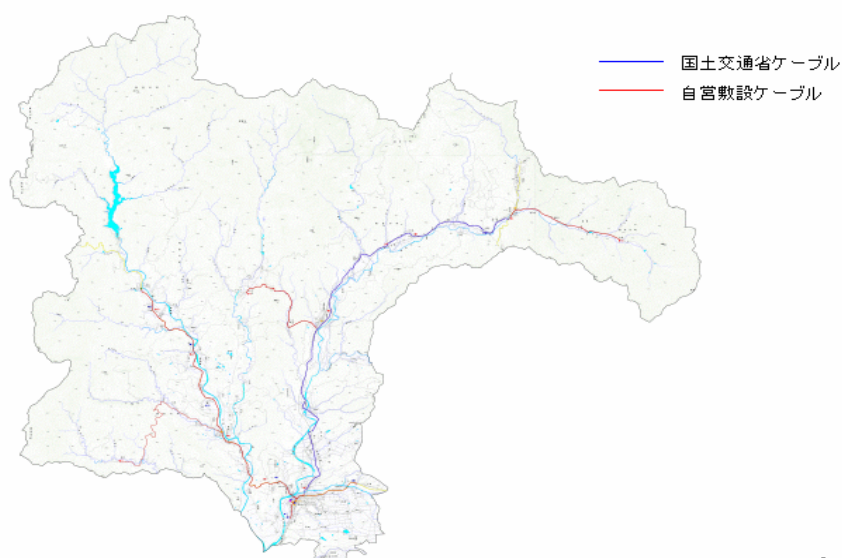
第4の目標「産業の活性化によるまちづくり」として、ブロードバンド環境の優位性による企業誘致や既存企業のIT技術の活用による地場製品のPR及び電子商取引による活性化を行います。

年次別計画概要

情報化の重点目標		平成18年度	平成19年度	平成20年度
町民が快適に生活できるまちづくり	1 行政	町民アンケート 町民説明会 地域情報通信基盤整備推進交付金の検討・申請 町民ラストワンマイル手法の比較検討	ラストワンマイル構築 情報提供システムの利用促進の検討・再構築 町内ポータルサイト再構築の検討 電子申請運用開始	電子調達検討 整備システムの運用強化 町民参加型ポータルシステムの検討
	2 防災	地域情報通信基盤整備推進交付金申請による調整 地域イントラネット 防災コンテンツ作成 画像情報等を利用した災害情報の受発信	防災拠点間の情報交換 防犯・防災相談窓口の開設 安否情報の照会・登録 住民への災害情報・避難場所等の一斉周知	戸別宅内装置の設置補助検討
町民が安心して生活できるまちづくり	3 医療	ネットワーク利用した医療機関との情報交換検討	各地区拠点 公共施設における医療相談	高度医療機関と患者情報を共有し、リアルタイムな相談
	4 介護	各地区拠点公共施設でケアマネジャー等より、介護相談が受けられる	自宅にてケアマネジャー等より、介護相談が受けられる	映像情報の活用により、リアルタイムな介護相談ができる
	5 育児	安全・安心に育児ができる環境の検討	犯罪情報等のリアルタイムな情報配信サービス	前年度整備分の運用強化

町民が共に学び共に活動できるまちづくり	6 学 校	整備システムの運用強化、指導者養成	ICT教育の推進 ・各学校のホームページの充実	生涯学習ポータルサイトの検討
	7 地 域	地域情報通信基盤整備推進交付金申請に絡む調整 町民アンケート 町民ラストワンマイル手法の比較検討	地域ブランド化ポータルサイトの検討 地域文化コンテンツ拡充 地上デジタル放送難視聴対策	町民参加型ポータルシステムの検討 地上デジタル難視聴ゼロ化の推進
	8 産 業	IT活用の検討 町情報化計画修正への農協、商工会、地域産業の団体等の意見反映	農協、商工会、地域産業の団体等との連携強化による地場製品のPR及び電子商取引活動支援	経営相談窓口や支援制度情報を取得することができる 農協、商工会、地域産業の団体等との連携強化による地場製品のPR及び電子商取引活動支援 電子調達等ができる

真室川地域イントラネット光ケーブル概要図



2 平成18年度情報化アクションプログラム

情報化の重点目標を実現するために地域公共ネットワークを利用し、総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」による町民がブロードバンドを使うことができる環境整備、安心・安全に生活できる情報環境の整備を考えた住民サービスを具体的に検討します。

1. 整備手法の検討

○整備箇所 真室川町全域

○サービスの内容

全町に光ファイバを整備し、全町民が格差なくブロードバンドを活用できる環境の構築を目指しています。整備手法として、光ファイバのみ整備し、民間電気通信事業者に貸し出すIRU方式を検討しています。民間電気通信事業者にサービスを提供させることで運営する人件費、後年度に発生するカスタマイズ費用などを小額に抑えることが可能となり、安定的なサービス提供が可能となります。

次に地域住民の要望（住民アンケート）が多いことや災害・犯罪等の問題などから「安全・安心に生活できる地域」を情報化によって実現出来ないかも同時に検討してきました。

サービス検討経緯

平成18年度実施の住民アンケート結果を受け、整理した項目の有効性について検討しました。

（具体的検討項目）

- ・地域情報化対策
 - （1）無線システム（FWA）
 - （2）xDSLシステム
 - （3）加入者系光ファイバ網整備インターネットシステム
 - （4）IRU方式の加入者系光ファイバ網整備
- ・地域安全・安心対策
 - （5）オフトークシステム
 - （6）デジタル防災無線システム
 - （7）IP防災・行政告知システム

（重点ポイント）

検討項目評価するための重点ポイントを下記のとおりとします。

- A) 町民ニーズ（H18年度町民アンケート結果）
- B) 導入コスト C) 町民への公平性
- D) 後年度運用コスト E) 全国的な動向とのマッチング

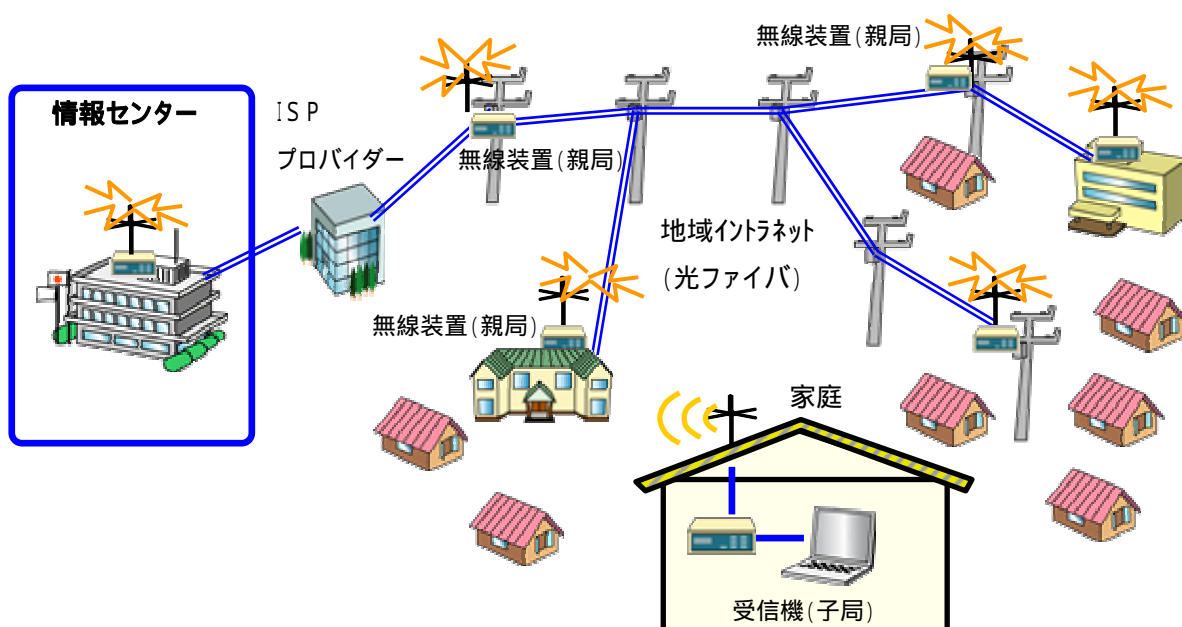
地域情報化対策

(1) 無線システム (FWA)

地区毎に無線基地局を設置し、家庭やオフィス・店舗などからインターネット通信ができパソコン等から行政情報等の検索閲覧ができるシステム。

特徴

地区の公共施設までの幹線は、「地域イントラネット基盤施設整備事業」の光ファイバ網の予備芯を利用しFWA設備と接続します。無線装置からの電波の有効半径は、500～700メートル程度です。



【総合評価】

周辺自治体との比較、自治体内での情報過疎意識（町民アンケートより）が非常に高く、

- A) 町民ニーズ（H18年度住民アンケート結果）
- C) 町民への公平性
- E) 全国的な動向とのマッチング

は、十分満たしています。しかし、

- B) 導入コスト
- D) 後年度運用コスト

センター装置、光ファイバ幹線の既存施設の活用は図られるものの住民宅内設置装置が高価であるため、トータル費用で大きなコスト削減にはならない。また、町が加入者管理、請求管理を行うため、運用人員確保など後年度運用に大きく不安が残る。

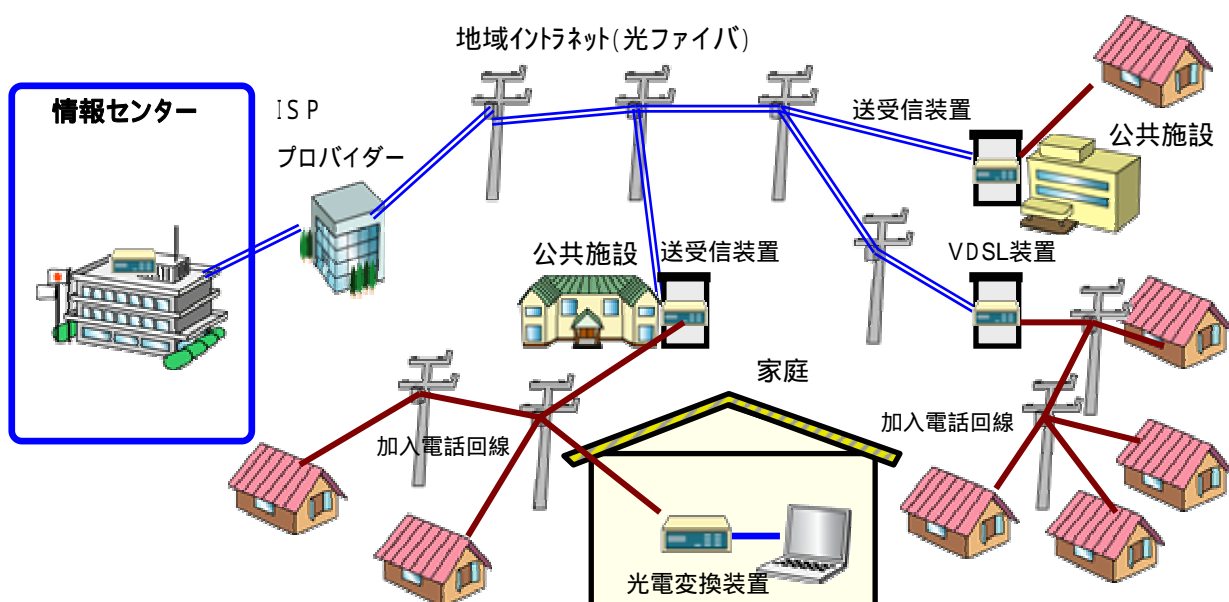
(2) xDSLシステム

公共施設を基地局とし、各家庭で電話回線でのインターネットが利用可能な通信システム。

特徴

各地区の公共施設までの幹線は、「地域イントラネット基盤施設整備事業」の光ファイバ網の予備芯（ダークファイバ）を利用し、xDSL装置と接続します。

家庭とはxDSLで常時接続され、最大51.2Mbps、上り最大6.4Mbpsの高速データ通信が可能です。



【総合評価】

xDSL装置という単体整備であるため

- B) 導入コスト
- D) 後年度運用コスト

は優れている。しかし、

- A) 町民ニーズ（H18年度町民アンケート結果）
- C) 町民への公平性
- E) 全国的な動向とのマッチング

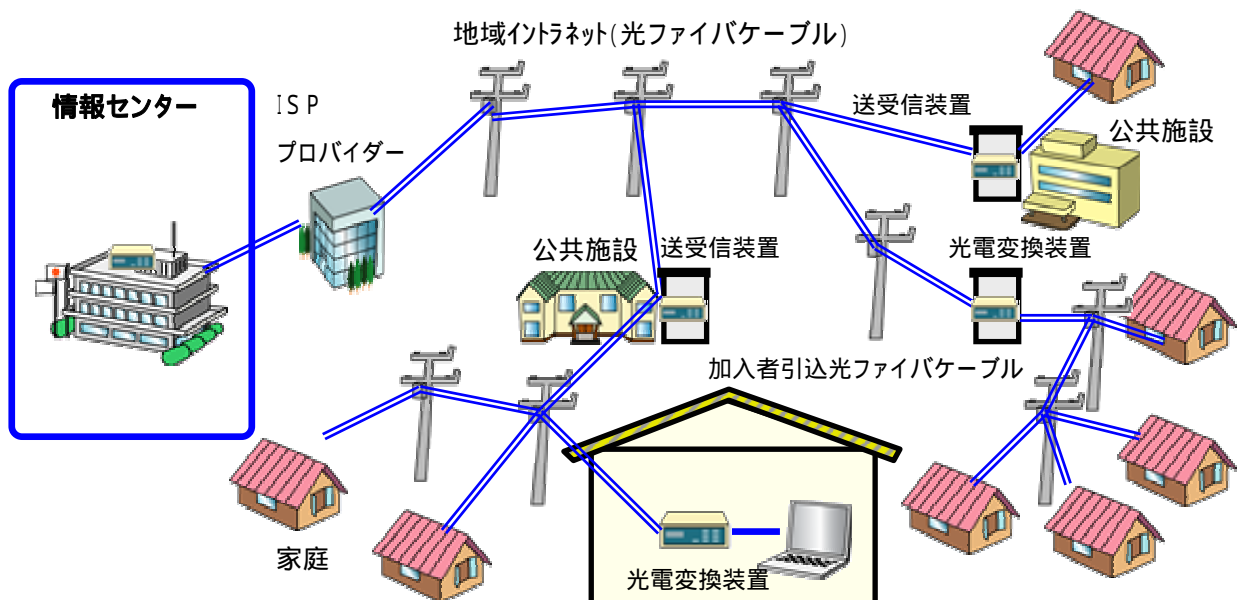
については、現在ADSLサービス提供中の真室川地区においても回線速度への不満の声やADSL利用不可地区が存在しており、未提供地域に導入したとしても同様のことが想定されます。このようにサービス品質にかなりの不平等があり、かつ現在の映像等の大容量情報への対応が難しいことから、整備手法としては不適と考えられます。

(3) 加入者系光ファイバ網設備インターネットシステム

公共施設から加入者世帯に光ファイバケーブルを引き込んでインターネット通信をするシステム。

特徴

総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金事業」があり、1/3の補助率で、光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置等の施設整備から、加入者と超高速インターネットアクセスが可能になります。



【総合評価】

町民のブロードバンドに対するニーズが大きく、全地区均一高品質サービス実現から

- A) 町民ニーズ（H18年度町民アンケート結果）
- C) 町民への公平性
- E) 全国的な動向とのマッチング

を十分満たしています。しかし、

- B) 導入コスト
- D) 後年度運用コスト

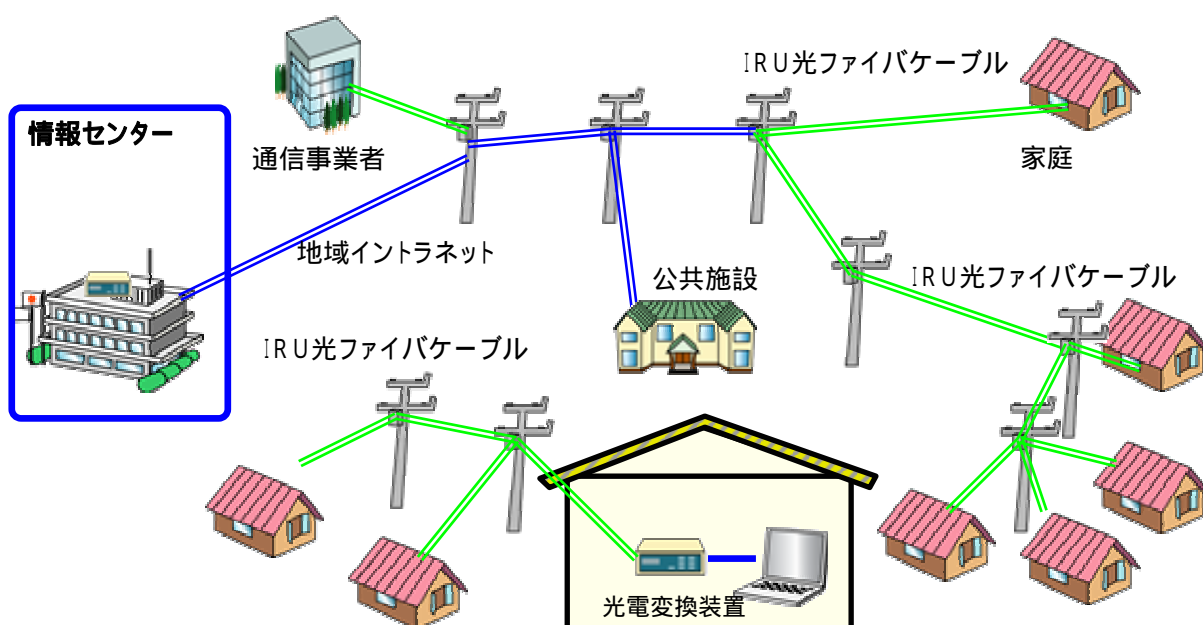
非常に高価であり、(1)無線システム(FWA)と同様、町が加入者管理、請求管理を行うため、運用人員確保など後年度運用に大きく不安が残る。

(4) IRU方式の加入者系光ファイバ網整備

自治体により整備した光ファイバを通信事業者へ貸与し、通信事業者が住民へサービス提供する通信システム。

特徴

総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金事業」があり、1/3の補助率で、光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置等の施設整備から、加入者と超高速インターネットアクセスが可能になります。



【総合評価】

町民のブロードバンドに対するニーズが大きく、全地区均一高品質サービス実現から

- A) 町民ニーズ（H18年度住民アンケート結果）
- C) 町民への公平性
- E) 全国的な動向とのマッチング

を十分満たしています。

- B) 導入コスト
- D) 後年度運用コスト

も(3)加入者系光ファイバ網設備インターネットシステムに比べ、IRU方式では町が整備した光ファイバ等の伝送路を民間電気通信事業者に貸与し、民間電気通信事業者が町民へのサービス提供を行うため低コストとなり、町が加入者管理、請求管理を行う必要がないため、後年度運用も円滑に行われると考えられます。

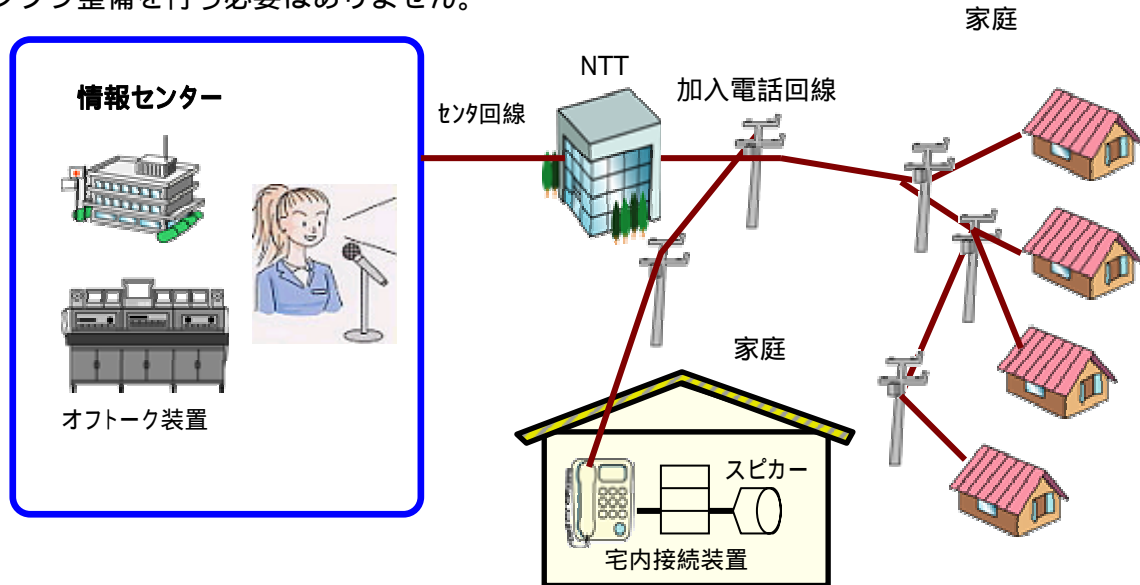
地域安全・安心対策

(5) オフトークシステム

既存の電話回線の空き時間を有効に活用して、情報センターから利用者宅へ各種情報を提供するシステム。

特徴

NTTの電話回線を使用し、情報センターと家庭とを接続できることから、通信インフラ整備を行う必要はありません。



【総合評価】

防災情報の希望や地区内でも不平等発生しない点においては

- A) 町民ニーズ（H18年度町民アンケート結果）
- C) 町民への公平性

は、担保可能と考えます。しかし、

- B) 導入コスト
- D) 後年度運用コスト
- E) 全国的な動向とのマッチング

については導入コストが高価で、利用用途に限界（電話回線利用サービスのため）があるため、全国的な事例も増加傾向にはなく、運用・継続性に不安があります。